地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく任期付教職員の勤務条件等の概要

令 和 ５ 年 ４ 月
兵庫県教育委員会

任　　用

(1)　地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく任期付教職員として任用されます。
(2)　正規職員が育児休業取得のため勤務できない状況が生じた場合に、その代替として改めて採用されます。

給　　与

《公立学校教育職員等の給与に関する条例又は職員の給与等に関する条例の規定により給与が支給されます。概要は次のとおり》

(1)　給料月額（令和５年４月１日現在）

【教育職】
大学卒　　２１１，７４４円　（１級２１号給）
短大卒　　１９３，０２４円　（１級１３号給）

【行政職】
大学卒　　１９１，７００円　（２級２９号給）
高校卒　　１５８，９００円　（２級　９号給）

※　給料月額は、任用前の職歴により加算される場合があります。

※　任期付教職員のうち、次の適用要件を全て満たす者については、「任期付教諭」として任用し、給料月額は、中・小教育職３０６，４８８円（２級５５号給）、高校教育職３１０，８５６円（２級５７号給）とします（４４歳以下で適用した場合は、中小２級５３号給、高校２級５５号給）。

〔適用要件〕
(ｱ) 年　　齢　　６０歳の年度末まで
(ｲ) 経験年数　　大卒２０年以上（短大卒２２年以上）
(ｳ) 教員経験　　常勤の教員としての期間（実習助手・寄宿舎指導員・学校栄養職員としての期間を除く。）が１４年以上
(ｴ) そ の 他　　１級の最高限度号給（８１号給）に達している者

(2)　給料月額の決定時期

年度毎に任用を更新し、１月１日付けで定期昇給します。（任用更新時は決定されません）

(3)　手　当

①　扶養・住居・通勤手当等の支給

各手当の支給要件を具備していることを届け出た者について、当該手当が支給されます。

②　期末・勤勉手当の支給

６月１日及び１２月１日（「基準日」といいます。）に在職する者及び基準日前１ヶ月以内に退職した者に支給されます。

③　退職手当の支給

引き続き６月以上勤務した場合は、公立学校職員等の退職手当に関する条例（第３条第２項適用）ほか関係規定に基づいて退職手当が支給されます。

また、引き続き１２月以上勤務し、退職時に支給された退職手当額が、雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ、退職後一定期間失業している場合は、その差額分が「失業者の退職手当」として支給されます。

(4)　給料支払日（一部手当を含む）

原則として毎月１６日に支給されます。

勤務時間・休暇等

《職員の勤務時間、休暇等に関する条例により規定されています。概要は次のとおり》

(1)　勤務時間

月曜日～金曜日の毎７時間４５分（休憩時間を除きます。）のうち、各学校長が割り振った時間が勤務時間となります。

なお、土曜日及び日曜日については、学校長が振替を命じた場合を除き「週休日」とされ、勤務を要しない日となります。

(2)　休日

①　国民の祝日に関する法律に規定する休日

②　１２月２９日から翌年１月３日までの日

(3)　年次休暇

１暦年において２０日を超えない範囲内で、在職期間を考慮して定めます。

月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
日数	2	4	5	7	9	10	12	14	15	17	19	20

(4)　その他の休暇

特別休暇については、主に次のものがあります。

種　　類	日数・期間	備　　考
夏季休暇	５日	６月～９月の期間における５日（暦日） 原則として連続する５日、分割取得可
結婚のための特別休暇	５日	
親族が死亡した場合の特別休暇	親族ごとの区分により異なる	配偶者　１０日 父母　　１０日（血族）、５日（姻族） 子　　１０日（血族）満6歳未満の子は5日 　　３日（配偶者の子）満6歳未満の子は2日 祖父母　　５日（血族）、１日（姻族） 孫　　３日（血族） 兄弟姉妹　５日（血族）満6歳未満の弟妹は3日 　　２日（姻族）　　〃　　1日
産前･産後休暇	産前　８週間 産後　８週間	産前については多胎妊娠の場合１４週間
配偶者の出産に係る特別休暇	３日	配偶者が出産のため入院する等の日から出産後２週間を経過する日の期間内
育児時間のための特別休暇	１日２回 計９０分以内	生後１歳６月に達しない子を保育するために必要と認められる場合
子育て支援休暇（子の看護休暇）	５日 ※子が２人以上の場合は１０日	義務教育終了前の子の看護等のために必要と認められる場合
生理のための特別休暇	１回につき３日	３日を超える場合→病気休暇の対象

※　詳細は冊子「ワーク・ライフ・バランス実現に向けて」を参照

(5)　研修

教育職員については、研修について教育公務員特例法の規定が適用されます。

社会保険等

(1)　共済組合

・　原則として２月を超える任用期間のある者については、公立学校共済組合（一般組合員）に加入します。

・　２月以内の任用期間の者については、国民健康保険及び国民年金保険に加入しますが、臨時的任用教職員から引き続き任期付教職員となり通算２月を超える場合は、公立学校共済組合への加入となります。

(2)　雇用保険

退職手当の支給が見込まれないときに加入します。